

## NPO 法人設立の概要

『社会貢献への情熱と夢実現のために～NPO法人設立のご案内～』を読まれる前にこちらをご覧ください。  
NPO法人設立のための基礎知識となり、一層ご理解いただけたらと思います。

NPO法人設立には少なくとも以下の条件を備えなければなりません。

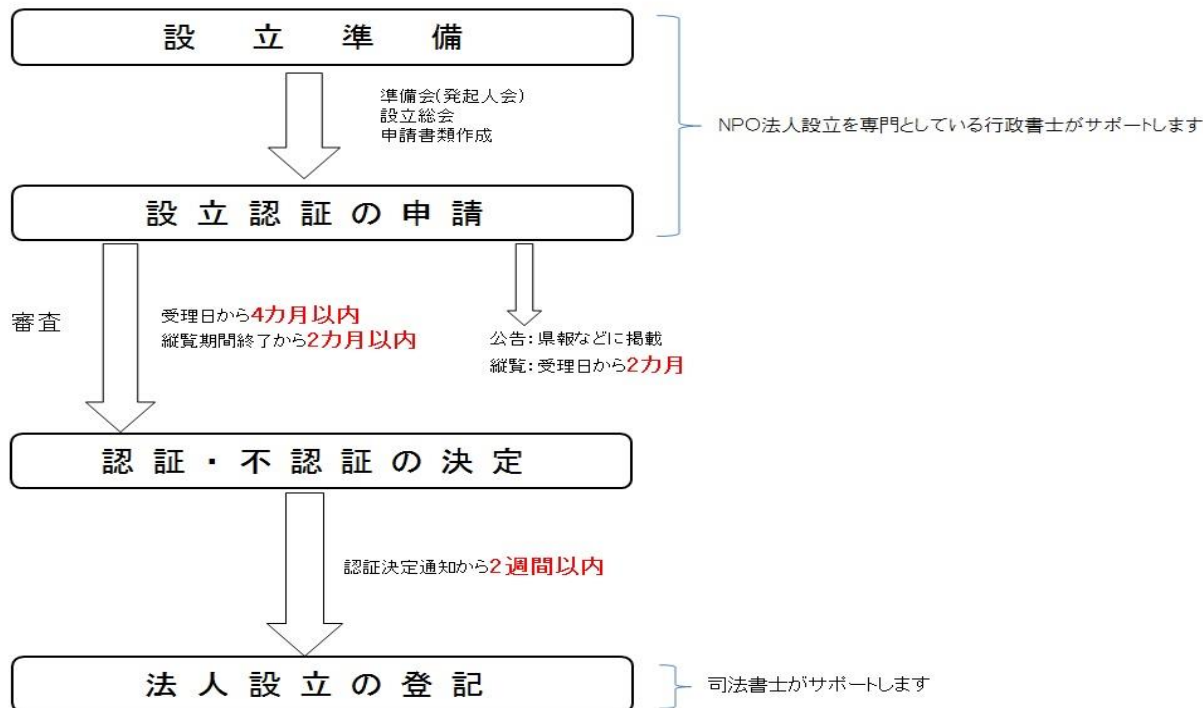
1. 社員が10人以上いる
  2. 理事が3人以上いる
  3. 監事が1人以上いる
  4. それぞれの役員(理事、監事)について親族が役員総数の3分の1以上を超えていない  
親族とは配偶者および3親等以内の親族のことをいいます。
  5. 役員が成年被後見人や被保佐人などの欠格条件に該当しないこと
  6. 社員になるため不当な条件を設けていないこと  
誰でも入会・退会が自由にできるようにしなければなりません。
  7. 主たる活動内容が特定非営利活動(20分野)に該当すること  
20分野以外のことを従たる活動として行うことができます。
  8. 営利を目的としていないこと  
非営利といっても無償ではありません。利益を上げることはできますが、社員に分配できません。利益は事業活動のために使う必要があります。
  9. 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1であること  
役員活動以外の活動に対して給料を支払うことはできます。ただし、監事は職員になれないため給料をもらうことはできません。
  10. 主たる目的が宗教活動や政治活動でないこと
  11. 暴力団や暴力団等の統制下にある団体でないこと  
暴力団でなくなった日から5年を経過していなければなりません。
  12. 特定の公職者や政党を推薦・支持・反対することを目的としていないこと  
選挙活動は認められません。
- 他に細かい規定があります。個別に状況を確認した上で判断する必要があります。

株式会社設立に関して資本金が最低1円となったとはいえ、登録免許税や公証人手数料などで設立に最低約20万円が必要です。一般財団法人も設立に関して最低財産要件が定められています。

それに対してNPO法人設立については設立費用および登記の登録免許税はかかりません。極端なことをいうと「裸一貫でNPO法人を設立して社会貢献に従事している!」ということもできます。

とはいえ、活動資金をもとに法人運営をしていかなければなりませんので事前計画は綿密に立てることが肝要です。

NPO法人設立の手續について、設立準備のための打合せおよび書類作成に1ヵ月、公告・縦覧・審査に申請書受理から4ヵ月と定められています。概略は下図になります。



NPO法人設立後は事業報告書提出や登記変更、そして税務申告が義務となります。したがってNPO法人設立および運営に関してはブレーンとして以下の専門家にパイプを備えると有利かと思われます。

- 設立申請および毎年の事業報告書作成 → 行政書士
- 設立登記申請 → 司法書士
- 税務申告 → 税理士
- 各種保険加入手続き → 社会保険労務士

当職は司法書士、税理士、社労士と繋がりががありますので紹介が可能です。もし必要であればお気軽にお問い合わせください。